

横 浜 市  
戸塚駅周辺地区道路特定事業計画

平成20年6月

横 浜 市 戸 塚 区  
横 浜 市 道 路 局



横 浜 市  
戸塚駅周辺地区道路特定事業計画

【目 次】

1. はじめに	1
2. バリアフリー新法の仕組み	1
3. 重点整備地区とバリアフリー化を図る経路	3
4. 道路特定事業計画とは	4
5. 整備方針	4
6. 整備計画	7
(1) 個別経路の事業計画	
(2) 道路特定事業計画の対象経路	
(3) その他の取組み内容	
7. 道路特定事業計画の推進にあたって	30



## 1. はじめに

平成18年12月に「高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律」（通称バリアフリー新法）が施行されました。これを受け、横浜市では、主要駅周辺や公共施設の集積した地区で基本構想の策定を進めています。

そこで、戸塚区の中心に位置し、業務、商業、公共施設、福祉、医療施設が集積している戸塚駅周辺地区を対象とした「横浜市戸塚駅周辺地区バリアフリー基本構想」を平成20年5月に策定しました。

戸塚区と道路局では、この基本構想の実現に向け、事業の内容や実施予定期間を定めた「道路特定事業計画」を策定しました。今後、この計画に基づき事業を実施していきます。

## 2. バリアフリー新法の仕組み

### (1) バリアフリー新法とは

バリアフリー新法は、高齢者や身体障害者のみならず知的・精神・発達障害など、全ての障害者、妊婦、けが人などの、建築物及び公共交通機関さらには路外駐車場・都市公園における移動に係わる身体の負担を軽減し、その移動の利便性および安全性の向上を図ることを目的としています。

また、次の2つの大きな柱によりバリアフリー化を推進するものです。

#### ●公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化の推進

公共交通機関（駅・バスターミナルなどの旅客施設、鉄道車両・バスなどの車両）、並びに特定の建築物、道路、路外駐車場及び都市公園を新しく建設・導入する場合、それぞれの事業者・建築主などの施設設置管理者に対して、施設ごとに定めた「バリアフリー基準（移動等円滑化基準）」への適合を義務づけます。また、既存のこれらの施設等について、基準適合するように努力義務が課されます。

#### ●重点整備地区のバリアフリー化の推進

市町村は、鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区（重点整備地区）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、「バリアフリー基本構想」を作成することができます。



### 3. 重点整備地区とバリアフリー化を図る経路

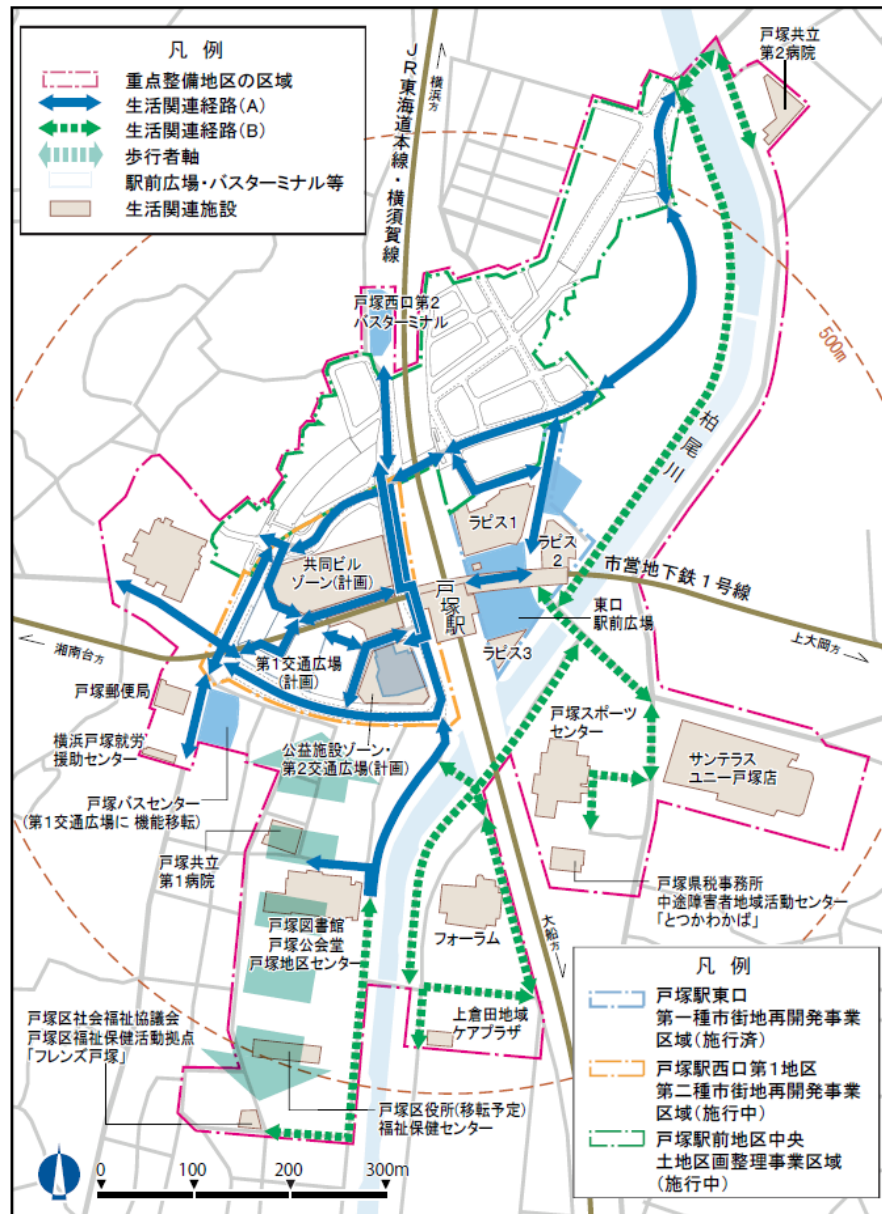
平成20年5月に策定された「戸塚駅周辺地区バリアフリー基本構想」において、「生活関連経路（A）」と「生活関連経路（B）」が定められています。

#### ■生活関連経路（A）

- ・生活関連経路のうち、法に基づく移動等円滑化基準に沿った整備を実施する経路
- ・現時点において、横浜市福祉のまちづくり条例の整備基準に基づく整備がなされており、高齢者・障害者等の円滑な移動に特に支障のない経路

#### ■生活関連経路（B）

- ・生活関連経路のうち、経路の道路機能・役割及び市街化の状況や地形の状況等の制約条件を考慮し、法に基づく移動等円滑化基準の考え方を十分認識の上、積極的に準用することにより、バリアフリー化に向けた整備を実施する経路



#### 4. 道路特定事業計画とは

「道路特定事業計画」とは、基本構想で定められた重点整備地区内において、道路管理者が基本構想に沿って以下の事項を定めるものです。

- 道路特定事業を実施する「道路の区間」
- 区間ごとに実施すべき道路特定事業の「内容及び実施予定期間」
- その他道路特定事業の実施に際し「配慮すべき重要事項」

\*重点整備地区：生活関連施設（駅、官公庁、福祉施設、その他の施設）の所在地を含み、各施設間の移動が通常徒歩で行われ、移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要と認められる地区。

#### 5. 整備方針

##### (1) 目標年次

原則として、平成22年までに整備を実施します。なお、他事業等との関連により平成23年以降となる経路もあります。

##### (2) 整備レベルの設定

地域特性や周辺沿道状況を考慮して、全面的又は部分的な改修等の整備レベルを設定します。なお効果的な整備を実施するために他事業者との連携や整合を図るとともに、歩行空間の連続性に配慮します。



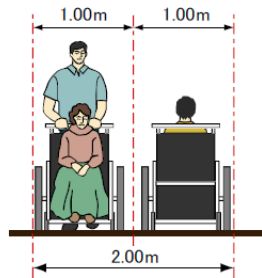
### (3) 道路の移動等円滑化整備ガイドラインの主な整備基準

「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」及び「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」を基本とした整備を実施します。

#### 道路の移動等円滑化整備ガイドラインの主な整備基準

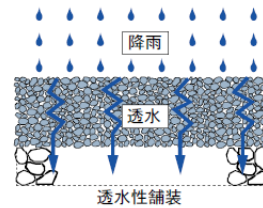
##### ■ 歩道有効幅員

- 歩道の有効幅員は2m以上確保する。



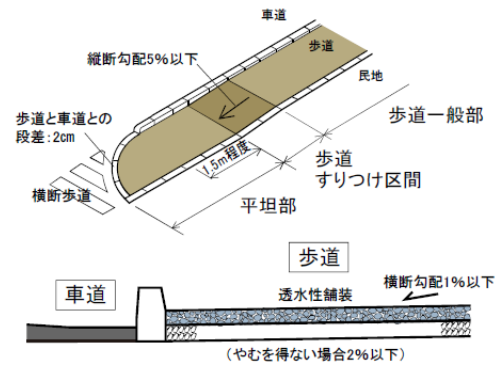
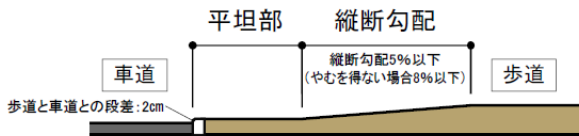
##### ■ 舗装材

- 歩道等の舗装は、平坦で滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとする。
- 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とする。(透水性舗装等)



##### ■ 歩道構造

- 横断歩道に接続する歩道の段差は2cmとする。
- 横断歩道の接続部においては平坦部を設ける。
- 歩道の縦断勾配を5%以下とする。
- 歩道の横断勾配を1%以下とする。



##### ■ 視覚障害者誘導用ブロック

- 視覚障害者誘導用ブロックの色は、原則的に黄色とする。  
(周囲の路面に対して容易にブロック部分が識別できるように舗装材の色について配慮する。)
- 交差点、横断歩道、立体横断施設の昇降口、指定施設の出入り口等に面する歩道、バス停、タクシー乗降場、障害物の回避などに設置する。
- 区役所、図書館、市が運営する全市一館施設その他これに準ずる広域的な利用の総合病院等から、最寄りの駅、バス停への経路には視覚障害者誘導用ブロックを連続的に敷設する。



視覚障害者誘導用ブロックの設置例

(白紙)

6. 整備計画

重点的・一体的にバリアフリー化を図るため、事業を実施する経路について、次のとおり計画を示します。  
 なお、より実効性のある計画にするため、他事業者との調整や予算等により計画の見直しを実施することがあります。

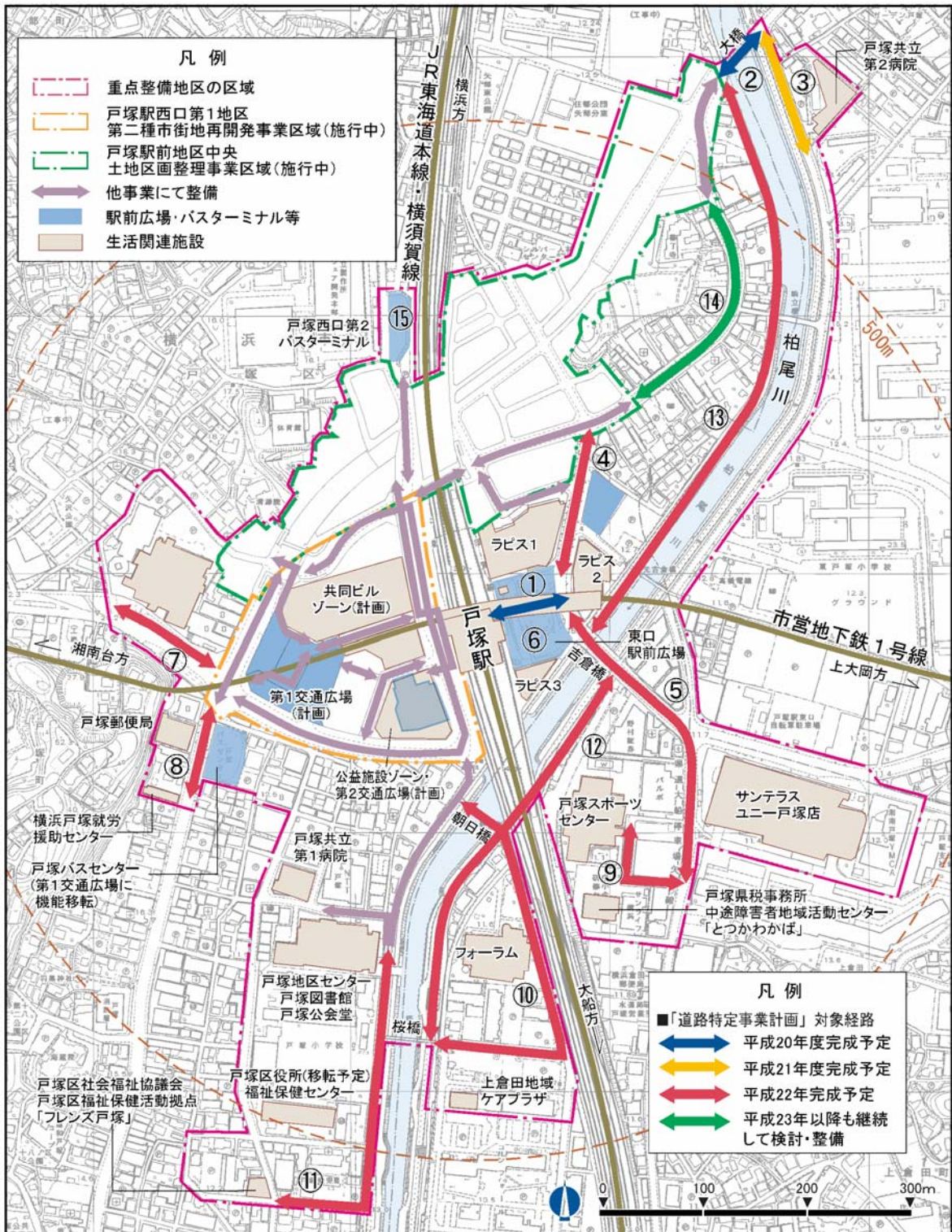
(1) 個別経路の事業計画

事業路線・箇所				事業内容と事業量										事業実施 予定期間 (年度)			
経路名	事業区間	市道番号	事業延長 m	経路種別		道路構造の改修 歩道の部分改修				視覚障害者誘導用 ブロックの敷設・改修							
				生活 関連 経路 (A)	生活 関連 経路 (B)	歩 道 の 拡 幅	段 差 ・ す り つ け	舗 装 の 改 修	排 水 施 設 の 改 修	経路誘導の 連続敷設		交差点部等 の部分敷設					
										新設	改修	新設	改修				
				m	箇所	m <sup>2</sup>	箇所	m	m	箇所	箇所	H20	H21	H22	...		
① 駅東口ペDESTリアンデッキ	JR戸塚駅～県道大船停車場矢部	県道大船停車場前矢部3019	50	●						30	70						
② 国道1号(大踏切～大橋)	大橋右岸側～吉田大橋交差点	県道横浜伊勢原1235	80		●	100	5	190	4			6	4				
③ 戸塚共立第2病院前	吉田大橋交差点～戸塚共立第2病院前	矢部521	90		●		2	10	2				2				
④ (都)上永谷戸塚線	駅東口広場出口交差点～駅東口入口交差点	県道大船停車場前矢部3019	140	●		10	12	300	9	80		3	7				
⑤ 県道大船停車場矢部	駅東口広場出口交差点～戸塚県税事務所入口	県道大船停車場前矢部3019	290		●		20	960	17	250		9	9				
⑥ 東口駅前広場	JR戸塚駅～県道大船停車場矢部	県道大船停車場前矢部3019	140	●						20	20		2				
⑦ 主要地方道横浜伊勢原(長後街道)	バスセンター前交差点から西側	県道横浜伊勢原1235	120	●			3	170	2	10			2				
⑧ 国道1号(都)柏尾戸塚線	バスセンター前交差点～横浜戸塚就労援助センター	柏尾戸塚線	100	●						30							
⑨ 戸塚スポーツセンター前	戸塚県税事務所入口～戸塚スポーツセンター	戸塚190	110		●		2	10	1	40	40	2					
⑩-1 朝日橋～上倉田ケアプラザ前	朝日橋付近	戸塚191	80		●			280		70		3					
⑩-2 朝日橋～上倉田ケアプラザ前	フォーラム前	戸塚256	200		●	160	3	180	2		5	1	1				
⑩-3 朝日橋～上倉田ケアプラザ前	上倉田ケアプラザ前	戸塚349	170		●							1					
⑪ 柏尾川プロムナード	戸塚地区センター～フレンズ戸塚	—	340		●			250				10					
⑫ 柏尾川プロムナード	(左岸)吉倉橋～桜橋	—	410		●							17					
⑬ 柏尾川プロムナード	(右岸)大橋～吉倉橋	—	590		●							12					
⑭ 国道1号(大踏切～大橋)	国道1号土地区画整理事業外区間	県道横浜伊勢原1235	240	●													
⑮ 戸塚西口第2バスターミナル	—	矢部281	60	●			2	10	1	50		2					
①～⑮ 整備対象経路 合計			3,210 m			270 m	49 箇所	2,360 m <sup>2</sup>	38 箇所	580 m	135 m	66 箇所	27 箇所				

※「排水施設の改修」には、「段差・すりつけ勾配の改修」に伴うU形側溝、L形側溝等の改修を含みます。  
 ※事業内容と事業量については、今後の調査・設計において精査します。

(白紙)

(2) 道路特定事業計画の対象経路



■特定事業計画書 【生活関連経路（A）】

経路名：①駅東口ペDESTリアンデッキ（県道大船停車場前矢部3019）  
 事業区間：JR戸塚駅～県道大船停車場矢部  
 事業延長：50m  
 事業実施予定期間：平成20年度

【整備方針】

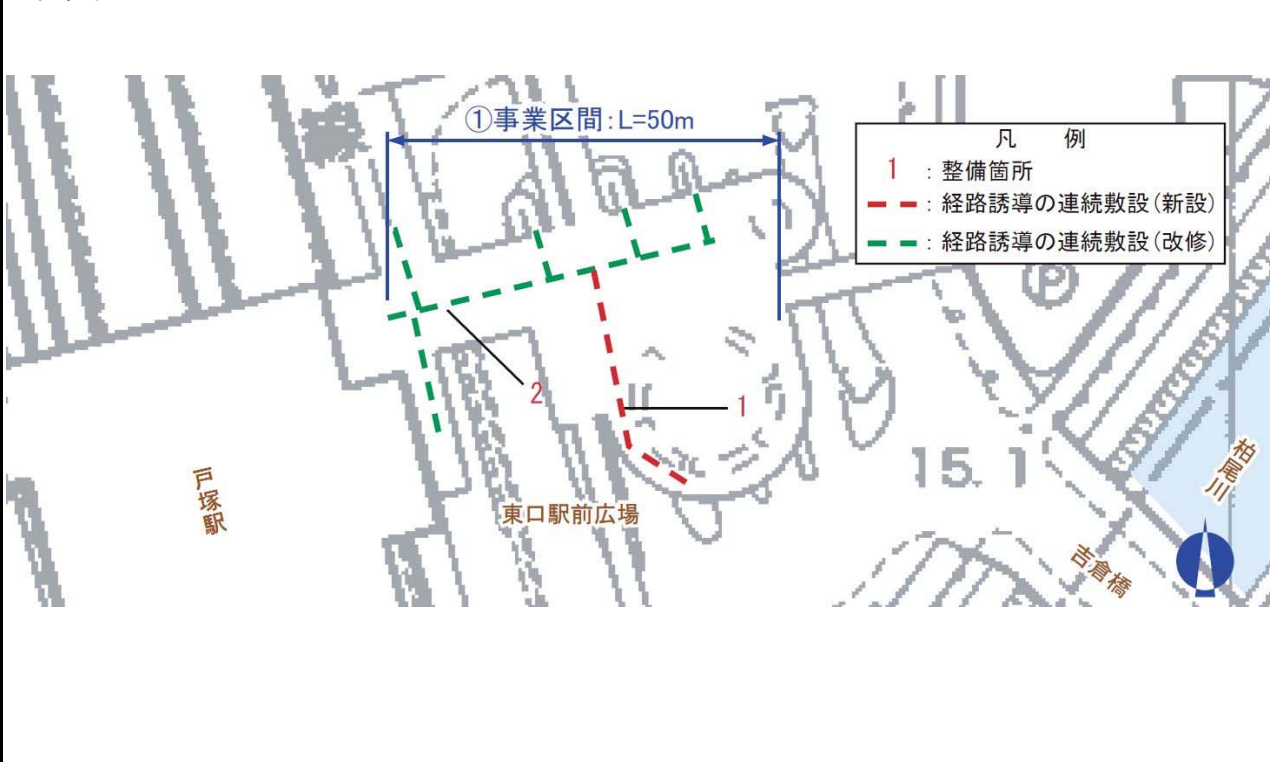
[経路]：戸塚駅から東口駅前広場及び駅東側地域への主経路である。  
 [課題]：視覚障害者誘導用ブロックの破損箇所や未設置の箇所がある。  
 [対策]：デッキ上での視覚障害者誘導用ブロックの新設・改修を行う。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行者空間の確保				
歩道の拡幅	m			
道路構造の改修				
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所		
	舗装の改修	m		
	排水施設の改修	箇所		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m	30	1
	改修	m	70	2
交差点等の部分敷設	新設	箇所		
	改修	箇所		

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

■位置図



■特定事業計画書 【生活関連経路（B）】

経路名：②国道1号（大踏切～大橋）（県道横浜伊勢原1235）  
 事業区間：大橋右岸側～吉田大橋交差点  
 事業延長：80m  
 事業実施予定期間：平成20年度

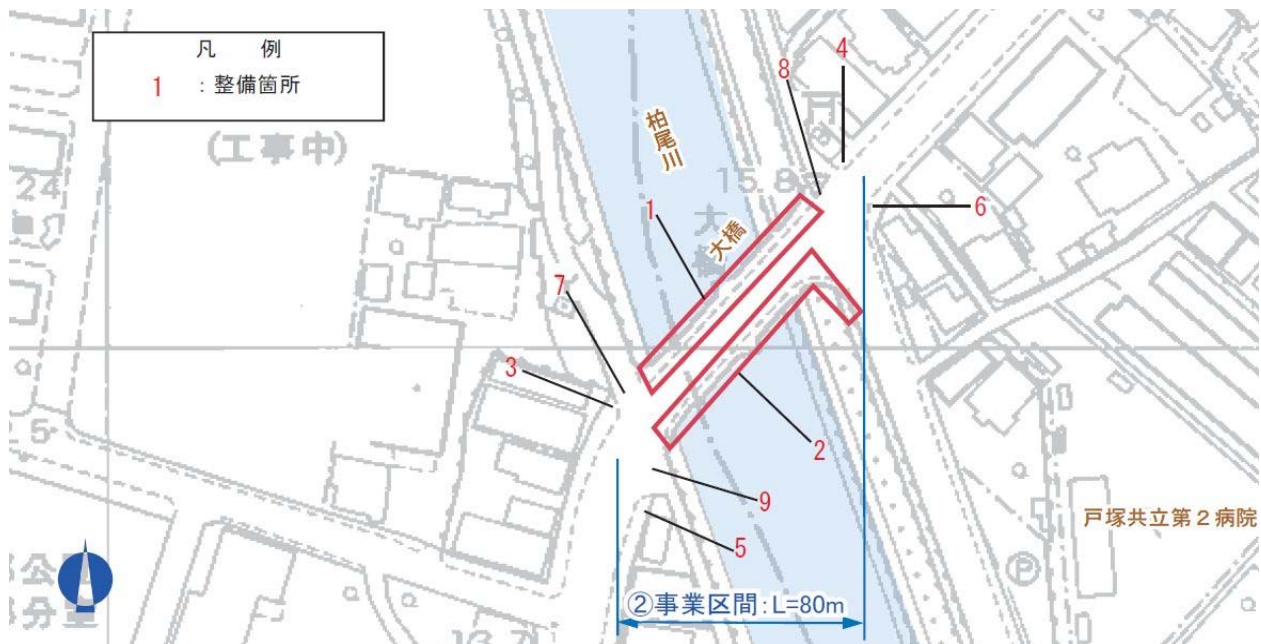
【整備方針】

[経路]：戸塚駅東口から戸塚共立第2病院への主経路である。  
 [課題]：大橋の歩道幅員が狭い、橋端部で縦断勾配がきつい箇所がある。  
 [対策]：歩道の拡幅・セミフラット化及び端部での勾配の改修を行う。また、交差点部の段差・すりつけ勾配の改修や舗装の改修、視覚障害者誘導用ブロックの新設・改修を行う。

整備項目		事業量	箇所番号	備考	
歩行者空間の確保					
歩道の拡幅	m	100	1,2		
道路構造の改修					
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	5	3~6	
	舗装の改修	m <sup>2</sup>	190	3~9	一部車道改修有
	排水施設の改修	箇所	4	3~6	
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修					
経路誘導の連続敷設	新設	m			
	改修	m			
交差点等の部分敷設	新設	箇所	6	1~3,5	
	改修	箇所	4	4,6	

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

■位置図



■特定事業計画書 【生活関連経路（B）】

経路名：③戸塚共立第2病院前（矢部521）  
 事業区間：吉田大橋交差点～戸塚共立第2病院  
 事業延長：90m  
 事業実施予定期間：平成20年度～平成21年度

【整備方針】

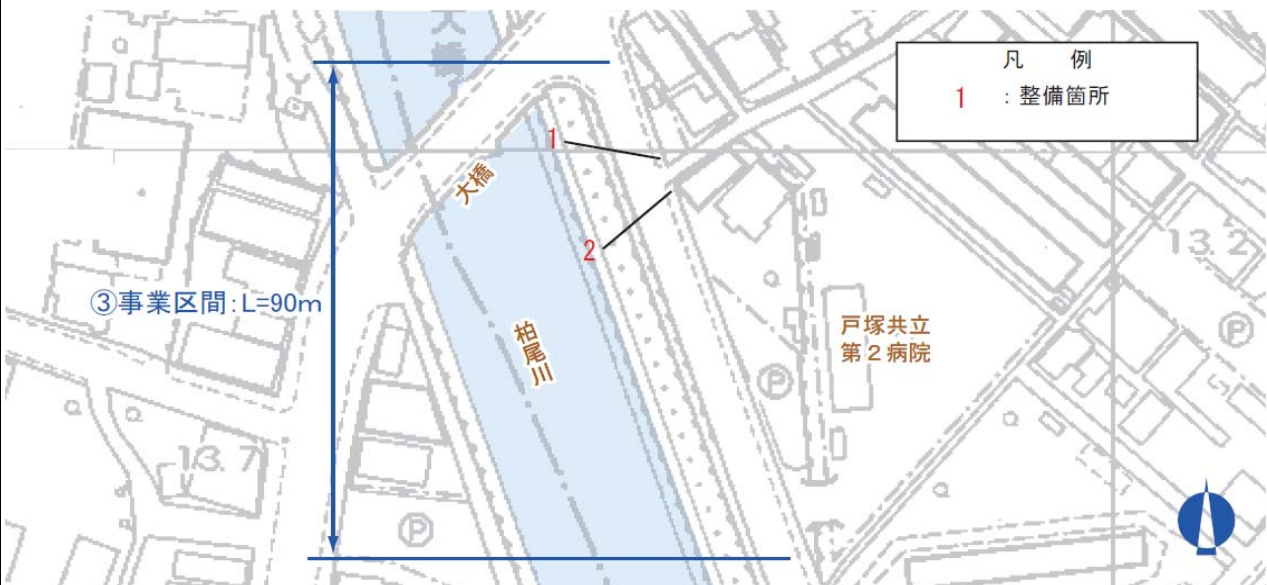
[経路]：戸塚駅東口から国道1号の吉田大橋交差点を経て戸塚共立第2病院を結ぶ経路である。  
 [課題]：交差点部における段差や勾配がきつい箇所がある。  
 [対策]：交差点部の段差・すりつけ勾配の改修、視覚障害者誘導用ブロックの改修を行う。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行者空間の確保				
歩道の拡幅	m			
道路構造の改修				
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修 舗装の改修 排水施設の改修	箇所 ㎡ 箇所	2 10 2	1,2 1,2 1,2
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設 改修	m m		
交差点等の部分敷設	新設 改修	箇所 箇所	2	1,2

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

■位置図





■特定事業計画書 【生活関連経路（A）】

経路名：④（都）上永谷戸塚線（県道大船停車場前矢部3019）  
 事業区間：駅東口広場出口交差点～駅東口入口交差点  
 事業延長：140m  
 事業実施予定期間：平成20年度～平成22年

【整備方針】

[経路]：戸塚駅東口から北東地域(国道一号方面)への主経路である。  
 [課題]：視覚障害者誘導用ブロックが未設置の箇所、交差点部での段差・すりつけ勾配がきつい箇所がある。  
 [対策]：交差点部の段差・すりつけ勾配の改修や視覚障害者誘導用ブロックの新設・改修を行う。また、東口駅前広場から一般車ロータリー間に視覚障害者誘導用ブロックの経路誘導の新設を行う。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行者空間の確保 歩道の拡幅	m	10	1	
道路構造の改修				
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	12	1～7, 10, 11
	舗装の改修	m	300	1～7, 10, 11
	排水施設の改修	箇所	9	1～7, 10, 11
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m	80	1～3, 8～11
	改修	m		
交差点等の部分敷設	新設	箇所	3	3, 4
	改修	箇所	7	1, 2, 5～7, 10, 11

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

■位置図



■特定事業計画書 【生活関連経路（B）】

経 路 名 : ⑤県道大船停車場矢部（県道大船停車場前矢部3019）

事 業 区 間 : 駅東口広場出口交差点～戸塚県税事務所入口

事 業 延 長 : 290m

事業実施予定期間 : 平成20年度～平成22年

【整備方針】

〔経路〕: 戸塚駅東口から戸塚県税事務所等への主経路である。

〔課題〕: 視覚障害者誘導用ブロックの未設置の区間、交差点部での段差やすりつけ勾配のきつい箇所などがある。

〔対策〕: 交差点部での段差・すりつけ勾配の改修や視覚障害者誘導用ブロックの新設・改修を行う。また、吉倉橋歩道は滑りにくい舗装への改修を行う。

【事業内容】

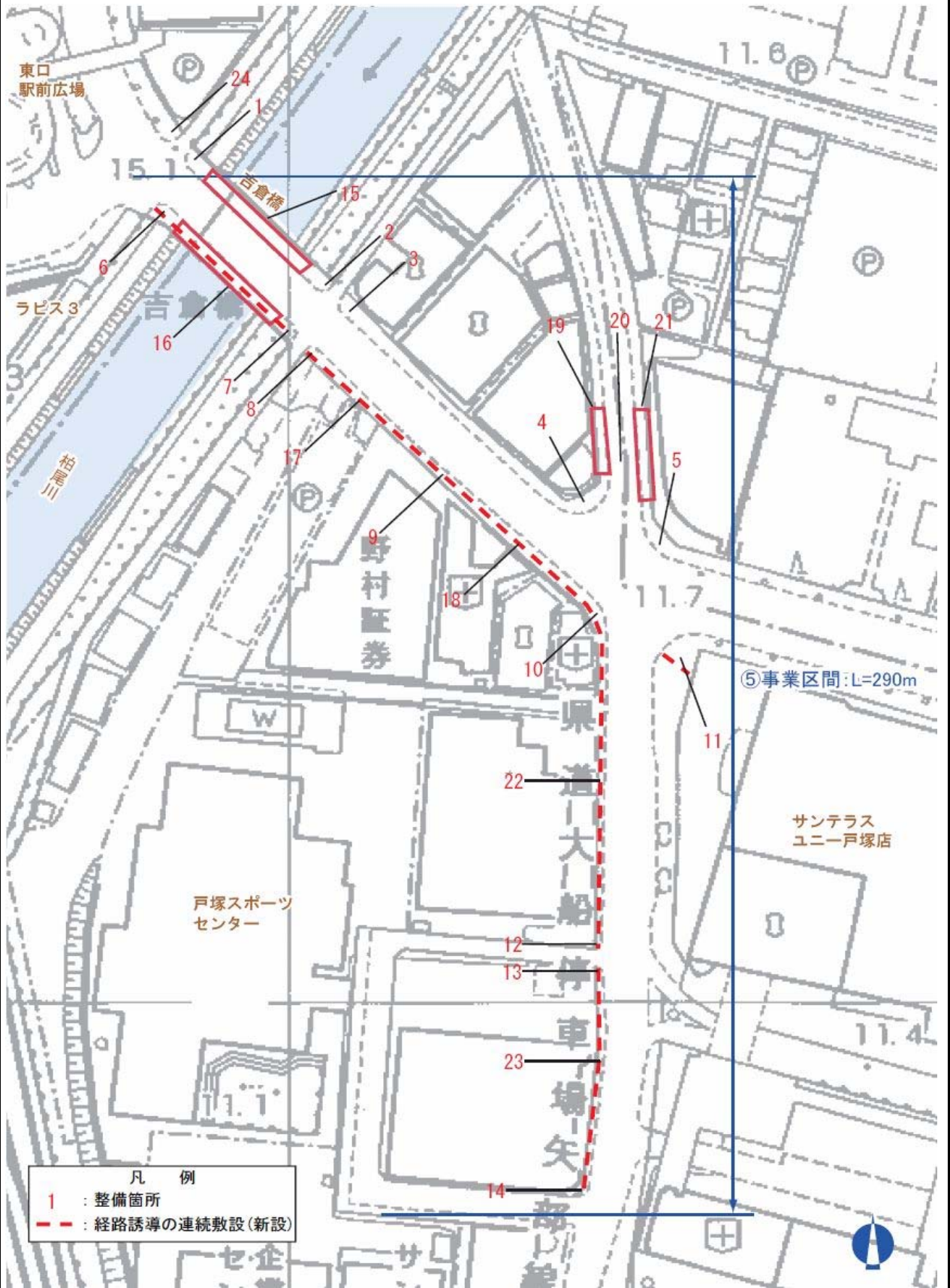
整備項目		事業量	箇所番号	備考	
歩行者空間の確保					
歩道の拡幅	m				
道路構造の改修					
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	20	1～14, 24	
	舗装の改修	m <sup>2</sup>	960	1～16, 19～21, 24	一部車道改修有
	排水施設の改修	箇所	17	1～14, 19, 21, 24	
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修					
経路誘導の連続敷設	新設	m	250	6～10, 12～14, 16～18, 22, 23	
	改修	m			
交差点等の部分敷設	新設	箇所	9	1～3, 6～8, 12～18, 22, 23, 24	
	改修	箇所	9	4, 5, 10, 11, 24	

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

■位置図

次頁に記載

■位置図



■特定事業計画書 【生活関連経路（A）】

経路名：⑥東口駅前広場（県道大船停車場前矢部3019）  
 事業区間：JR戸塚駅～県道大船停車場矢部  
 事業延長：140m  
 事業実施予定期間：平成21年度～平成22年

【整備方針】

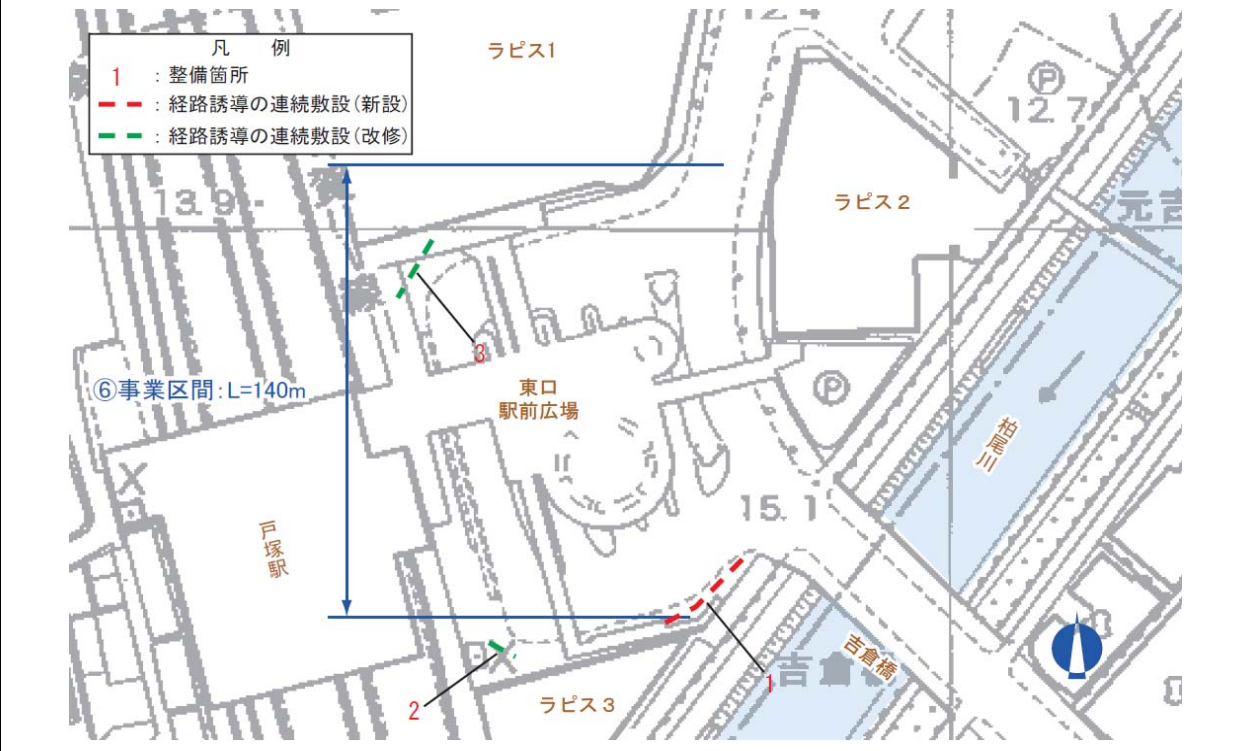
〔経路〕：戸塚駅東口駅前広場内の経路であり、広い歩道幅員を有している。  
 〔課題〕：交差点部では、段差やすりつけ勾配のきつい箇所がある。また、視覚障害者誘導用ブロックが未設置又は利用しにくい状態の箇所がある。  
 〔対策〕：交差点部での段差・すりつけ勾配の改修や視覚障害者誘導用ブロックの新設・改修を行う。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行者空間の確保				
歩道の拡幅	m			
道路構造の改修				
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修 舗装の改修 排水施設の改修	箇所 m <sup>2</sup> 箇所		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設 改修	m m	20 20	1 2, 3
交差点等の部分敷設	新設 改修	箇所 箇所	2 2	1 1

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

■位置図



■特定事業計画書 【生活関連経路（A）】

経路名：⑦主要地方道横浜伊勢原（長後街道）（県道横浜伊勢原1235）  
 事業区間：バスセンター前交差点から西側  
 事業延長：120m  
 事業実施予定期間：平成21年度～平成22年

【整備方針】

〔経路〕：戸塚駅西口から国道1号を越えて西側地域へ至る経路である。  
 〔課題〕：交差点部での段差・すりつけ勾配のきつい箇所や視覚障害者誘導用ブロックの未設置の区間などがある。  
 〔対策〕：交差点部での段差・すりつけ勾配の改修や視覚障害者誘導用ブロックの新設・改修を行う。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行者空間の確保 歩道の拡幅	m			
道路構造の改修				
段差・すりつけ勾配の改修	箇所	3	1,2	
歩道の部分改修 舗装の改修	m	170	1,2	
排水施設の改修	箇所	2	1,2	
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設 改修	m m	10 2	
交差点等の部分敷設	新設 改修	箇所 箇所	2 1,2	

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業とあわせて整備

■位置図



■特定事業計画書 【生活関連経路（A）】

経路名：⑧国道1号（都）柏尾戸塚線（柏尾戸塚線）  
 事業区間：バスセンター前交差点～横浜戸塚就労援助センター  
 事業延長：100m  
 事業実施予定期間：平成21年度～平成22年

【整備方針】

[経路]：戸塚駅西口からバスセンター前交差点を経て、横浜戸塚就労援助センターへ至る経路である。  
 [課題]：視覚障害者誘導用ブロックの未設置の区間がある。  
 [対策]：視覚障害者誘導用ブロックの経路誘導の新設を行う。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行者空間の確保				
歩道の拡幅	m			
道路構造の改修				
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所		
	舗装の改修	m <sup>2</sup>		
	排水施設の改修	箇所		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m	30	1
	改修	m		
交差点等の部分敷設	新設	箇所		
	改修	箇所		

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業とあわせて整備

■位置図



■特定事業計画書 【生活関連経路（A）】

経路名：⑨戸塚スポーツセンター前（戸塚190）  
 事業区間：戸塚県税事務所入口～戸塚スポーツセンター  
 事業延長：110m  
 事業実施予定期間：平成21年度～平成22年

【整備方針】

[経路]：戸塚駅東口から県道大船停車場矢部の戸塚県税事務所入口を経て戸塚スポーツセンターへ至る経路である。  
 [課題]：交差点部での段差・すりつけ勾配のきつい箇所や視覚障害者誘導用ブロックの未設置の区間がある。  
 [対策]：交差点部での段差・すりつけ勾配の改修や視覚障害者誘導用ブロックの新設・改修を行う。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行者空間の確保				
歩道の拡幅	m			
道路構造の改修				
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修 舗装の改修 排水施設の改修	箇所 ㎡ 箇所	2 10 1	1 1 1
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設 改修	m m	40 40	1,3 2
交差点等の部分敷設	新設 改修	箇所 箇所	2	1,3

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

■位置図



■特定事業計画書 【生活関連経路（B）】

経路名：⑩-1朝日橋～上倉田ケアプラザ前（戸塚191）  
 事業区間：朝日橋付近  
 事業延長：80m  
 事業実施予定期間：平成21年度～平成22年

【整備方針】

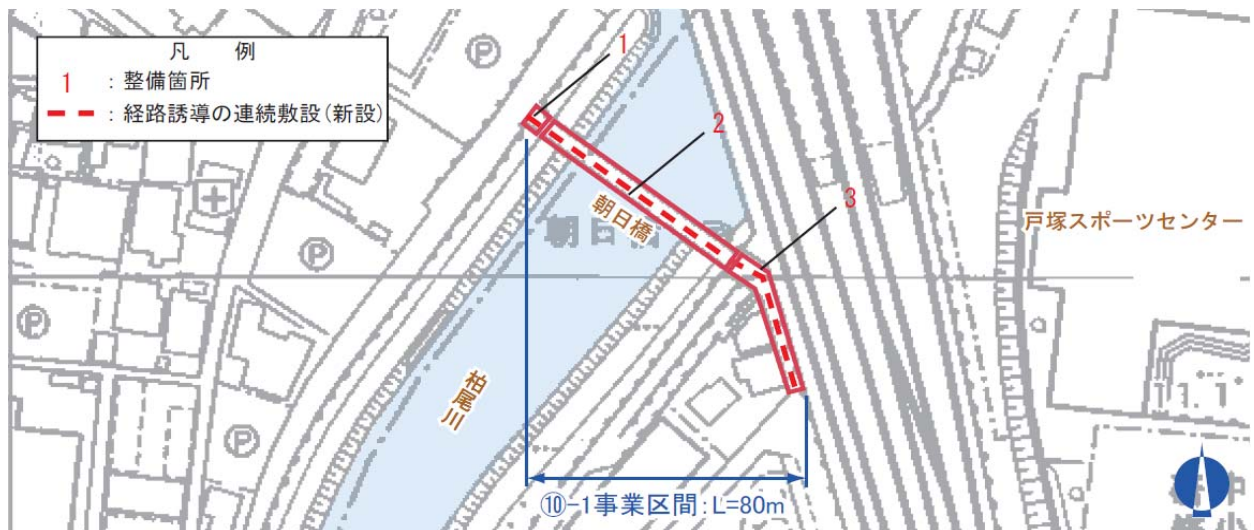
〔経路〕：戸塚駅西側の朝日橋からフォーラムを経て、上倉田ケアプラザへ至る経路のうち、朝日橋右岸からフォーラム前の交差点の区間である。  
 〔課題〕：朝日橋左岸橋詰において、勾配の急なタイル舗装の部分があり、雨天時に滑りやすくなっている。また、交差点部での視覚障害者誘導用ブロックの未設置の箇所がある。  
 〔対策〕：朝日橋左岸橋詰周辺、併せて朝日橋橋面を滑りにくい舗装への改修する。また、交差点部等において視覚障害者誘導用ブロックの新設を行う。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行者空間の確保				
歩道の拡幅	m			
道路構造の改修				
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所		
	舗装の改修	m <sup>2</sup>	280	1～3
	排水施設の改修	箇所		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m	70	1～3
	改修	m		
交差点等の部分敷設	新設	箇所	3	1,3
	改修	箇所		

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

■位置図





■特定事業計画書 【生活関連経路（B）】

経路名：⑩-2朝日橋～上倉田ケアプラザ前（戸塚256）  
 事業区間：フォーラム前  
 事業延長：200m  
 事業実施予定期間：平成21年度～平成22年

【整備方針】

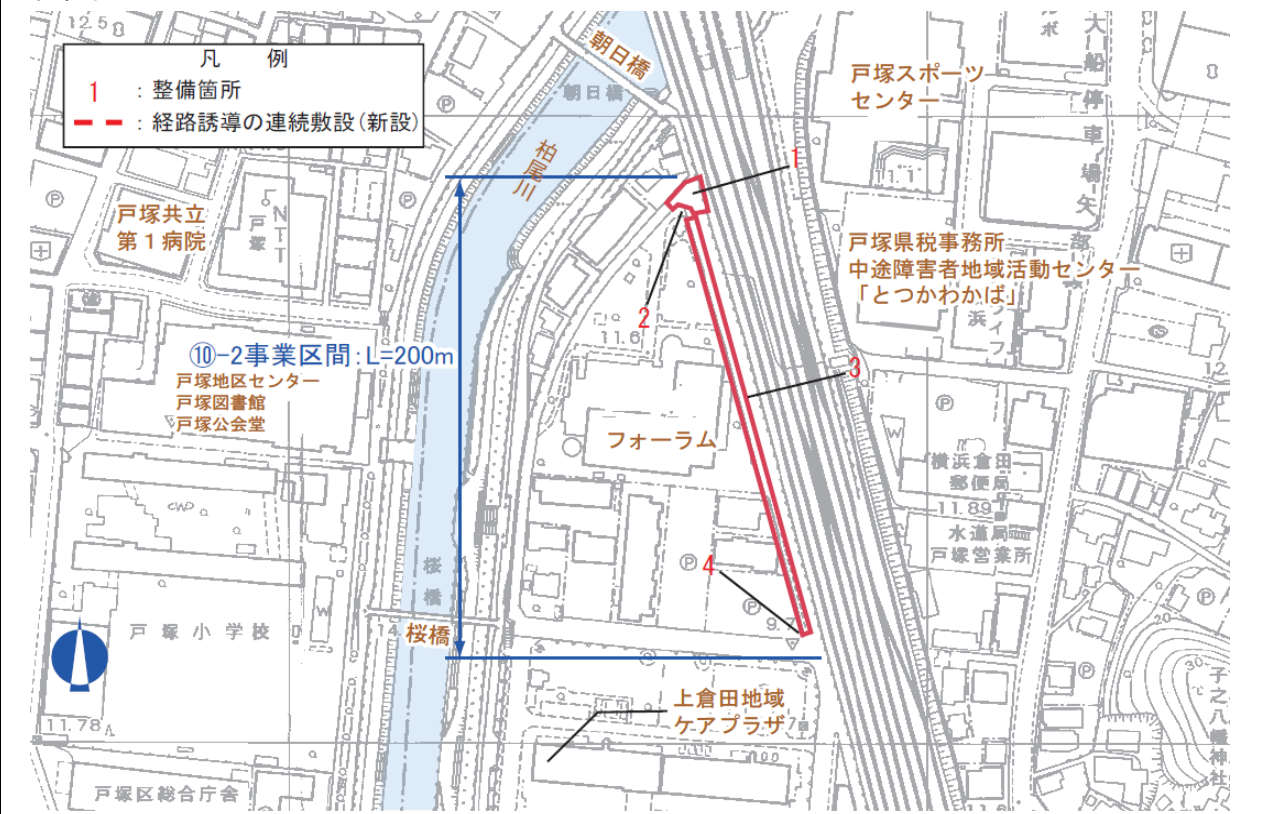
〔経路〕：戸塚駅西側の朝日橋からフォーラムを経て、上倉田ケアプラザへ至る経路のうち、フォーラム角の交差点から鉄道沿いを、上倉田ケアプラザへ至る区間である。  
 〔課題〕：歩道幅員が狭い区間及び交差点部での段差・すりつけ勾配のきつい箇所、視覚障害者誘導用ブロックの未設置の区間がある。  
 〔対応〕：歩道の拡幅を行うとともに、視覚障害者誘導用ブロックの新設・改修を行う。また、フォーラム角の交差点にカラー化などの検討を行う。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考	
歩行者空間の確保					
歩道の拡幅	m	160	3		
道路構造の改修					
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	3	2, 4	
	舗装の改修	m	180	1, 2, 4	一部車道改修有
	排水施設の改修	箇所	2	2, 4	
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修					
経路誘導の連続敷設	新設	m			
	改修	m	5	2	
交差点等の部分敷設	新設	箇所	1	4	
	改修	箇所	1	2	

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

■位置図



■特定事業計画書 【生活関連経路（B）】

経路名：⑩-3朝日橋～上倉田ケアプラザ前（戸塚349）  
 事業区間：上倉田ケアプラザ前  
 事業延長：170m  
 事業実施予定期間：平成21年度～平成22年

【整備方針】

〔経路〕：戸塚駅西側の朝日橋からフォーラムを経て上倉田ケアプラザへ至る経路のうち、鉄道沿い道路から上倉田ケアプラザに至る区間である。  
 〔課題〕：桜橋左岸橋詰の階段部分に視覚障害者誘導用ブロックの未設置の部分がある。  
 〔対策〕：桜橋左岸橋詰の階段部分で視覚障害者誘導用ブロックの新設を行う。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行者空間の確保				
歩道の拡幅	m			
道路構造の改修				
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所		
	舗装の改修	m		
	排水施設の改修	箇所		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m		
	改修	m		
交差点等の部分敷設	新設	箇所	1	1
	改修	箇所		

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

団地前公園の前面道路については、沿道地権者との調整が必要

■位置図



■特定事業計画書 【生活関連経路（B）】

経路名：⑪柏尾川プロムナード  
 事業区間：戸塚地区センター～フレンズ戸塚  
 事業延長：340m  
 事業実施予定期間：平成21年度～平成22年

【整備方針】

[経路]：柏尾川右岸のプロムナードで、戸塚地区センターからフレンズ戸塚を結ぶ経路である。  
 [課題]：交差箇所での視覚障害者誘導用ブロックの未設置箇所や目地の粗い平板舗装の箇所がある。  
 [対策]：交差箇所における視覚障害者誘導用ブロックの新設や舗装の改修を行う。

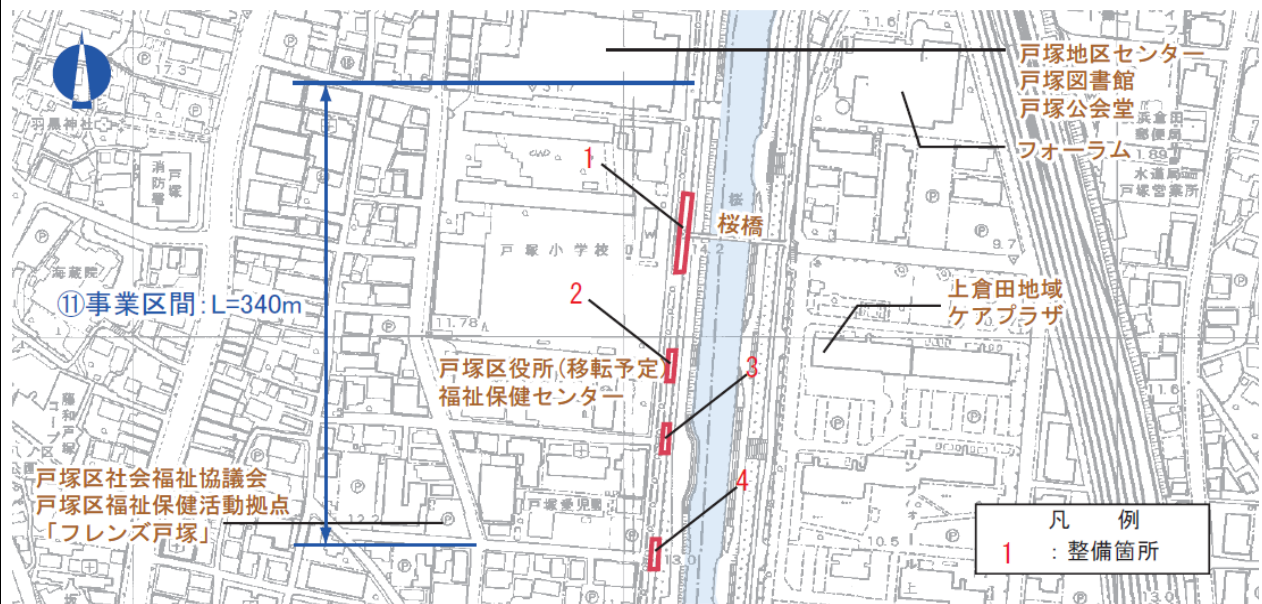
【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行者空間の確保				
歩道の拡幅	m			
道路構造の改修				
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所		
	舗装の改修	m <sup>2</sup>	250	1~4
	排水施設の改修	箇所		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m		
	改修	m		
交差点等の部分敷設	新設	箇所	10	1~4
	改修	箇所		

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

河川管理者との協議が必要

■位置図



■特定事業計画書 【生活関連経路（B）】

経路名：⑫柏尾川プロムナード  
 事業区間：（左岸）吉倉橋～桜橋  
 事業延長：410m  
 事業実施予定期間：平成21年度～平成22年

【整備方針】

[経路]: 柏尾川左岸のプロムナードで、吉倉橋から桜橋を結ぶ経路である。  
 [課題]: 交差箇所での視覚障害者誘導用ブロックの未設置箇所がある。  
 [対策]: 交差箇所における視覚障害者誘導用ブロックの新設を行う。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行者空間の確保				
歩道の拡幅	m			
道路構造の改修				
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所		
	舗装の改修	m <sup>2</sup>		
	排水施設の改修	箇所		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m		
	改修	m		
交差点等の部分敷設	新設	箇所	17	1~7
	改修	箇所		

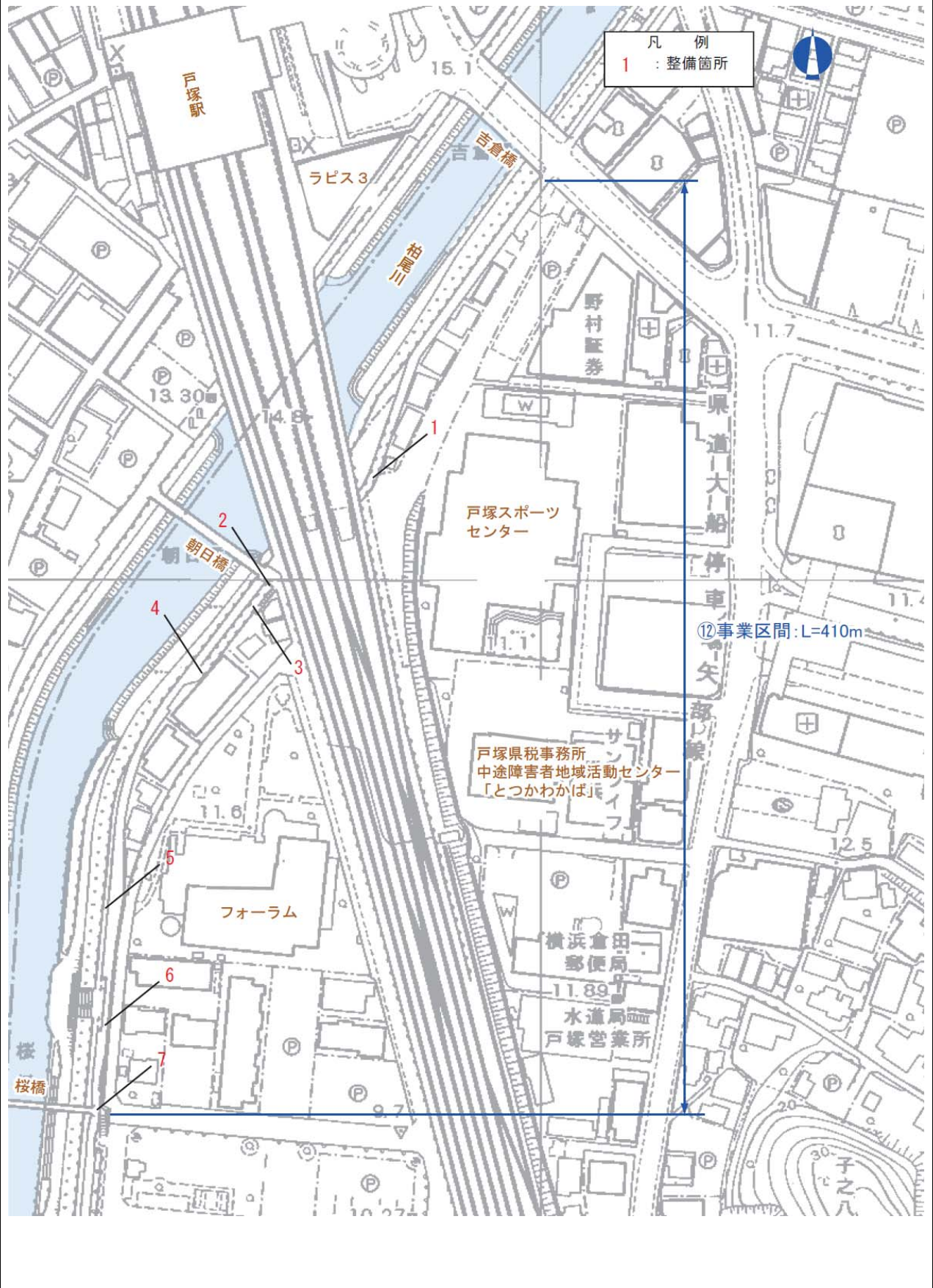
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

河川管理者との協議が必要

■位置図

次頁に記載

■位置図



■特定事業計画書 【生活関連経路（B）】

経路名：⑬柏尾川プロムナード

事業区間：（右岸）大橋～吉倉橋

事業延長：590m

事業実施予定期間：平成21年度～平成22年

【整備方針】

〔経路〕： 柏尾川右岸のプロムナードで、大橋から吉倉橋を結ぶ経路である。

〔課題〕： 交差箇所での視覚障害者誘導用ブロックが未設置の箇所がある。

〔対策〕： 交差箇所における視覚障害者誘導用ブロックの新設を行う。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行者空間の確保				
歩道の拡幅	m			
道路構造の改修				
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所		
	舗装の改修	m <sup>2</sup>		
	排水施設の改修	箇所		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m		
	改修	m		
交差点等の部分敷設	新設	箇所	12	1~7
	改修	箇所		

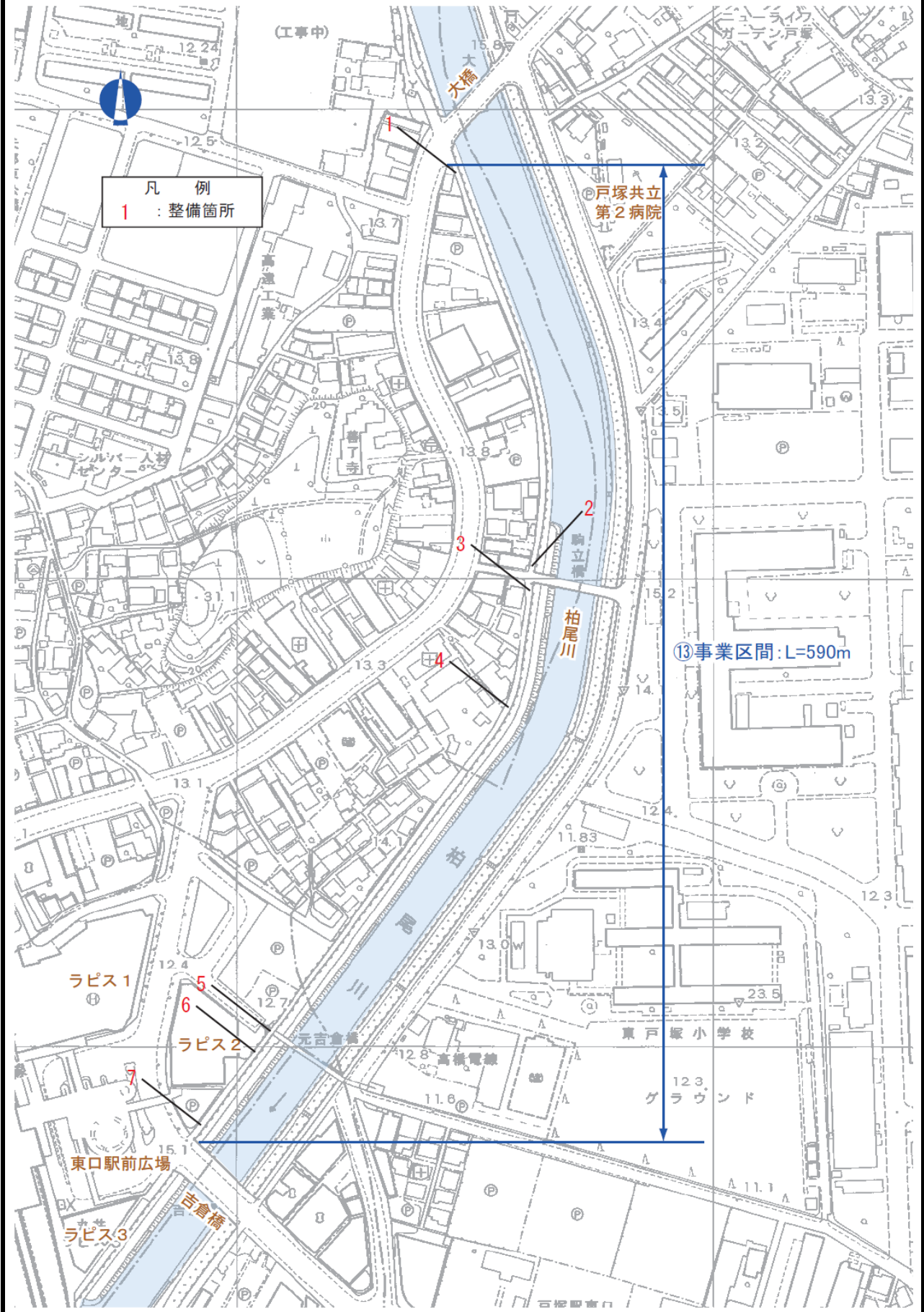
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

河川管理者との協議が必要

■位置図

次頁に記載

■位置図



■特定事業計画書 【生活関連経路（A）】

経路名：⑭国道1号（大踏切～大橋）（県道横浜伊勢原1235）  
 事業区間：国道1号土地区画整理事業外区間  
 事業延長：240m  
 事業実施予定期間：平成20年度～

【整備方針】

[対策]：前後の区画整理事業にあわせて全面改修を行う。

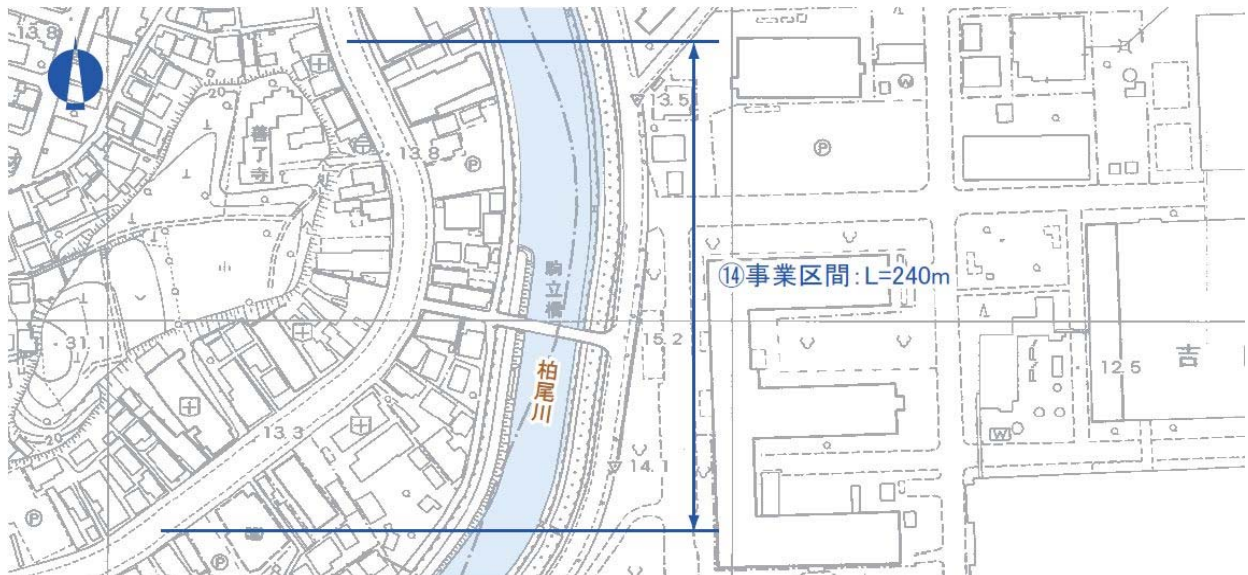
【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行者空間の確保				
歩道の拡幅		m		
道路構造の改修				
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所		
	舗装の改修	m		
	排水施設の改修	箇所		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m		
	改修	m		
交差点等の部分敷設	新設	箇所		
	改修	箇所		

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

戸塚駅前地区中央土地区画整理事業にあわせて整備（H26事業完了予定）

■位置図





■特定事業計画書 【生活関連経路（A）】

経路名：⑮戸塚西口第2バスターミナル（矢部281）  
 事業区間：戸塚西口第2バスターミナル  
 事業延長：60m  
 事業実施予定期間：平成23年以降、継続して検討・整備

【整備方針】

〔経路〕：戸塚駅西口の北側に位置するバスターミナルである。  
 〔課題〕：車道横断部での段差・すりつけ勾配のきつい箇所や視覚障害者誘導用ブロックが未設置の区間がある。  
 〔対策〕：車道横断部での段差・すりつけ勾配の改修や視覚障害者誘導用ブロックの新設を行う。

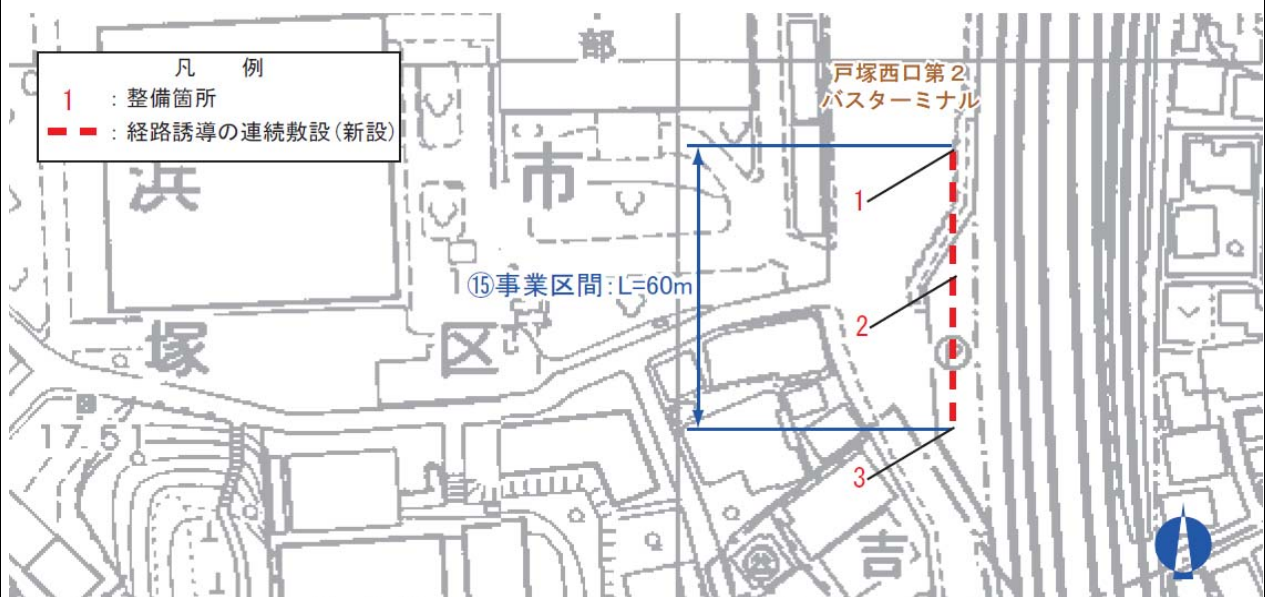
【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行者空間の確保 歩道の拡幅	m			
道路構造の改修				
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修 舗装の改修 排水施設の改修	箇所 m <sup>2</sup> 箇所	2 10 1	1 1 1
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設 改修	m m	50	2
交差点等の部分敷設	新設 改修	箇所 箇所	2	1, 3

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

戸塚駅前地区中央土地区画整理事業にあわせて整備（H26事業完了予定）

■位置図



### (3) その他の取組み内容

「道路特定事業」により、バリアフリー化を図る対象経路が有効に活用されるためには、沿道をはじめとする市民の皆様の協力が不可欠です。

道路管理者として取組む内容について以下に示します。

- 市広報誌やホームページ等を活用して、バリアフリー化の事業実施状況や取組みについて情報提供を行います。
- 移動の妨げとなる道路の有効幅員を狭める不法占用物件や違法駐輪等については、沿道の皆様の協力や自転車利用者等のマナーが大切であり、今後とも指導、撤去、自転車駐車場利用促進の呼びかけ等を行います。
- 案内サインについては、基本構想等をふまえ、横浜市で全体計画を作成します。各事業者と調整し、道路上の案内サインについて設置を行っていきます。

## 7. 道路特定事業計画の推進にあたって

すべての人が安全で快適に移動できる歩行空間ネットワークを形成するためには、一人ひとりがお互いを理解するとともに、交通管理者、鉄道事業者、道路占用企業者、沿道住民などの関係者の協力が必要です。皆様のご協力をお願いします。

横 浜 市  
戸塚駅周辺地区道路特定事業計画

平成20年6月

横浜市戸塚区戸塚土木事務所  
〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町2974-1  
電話：045-881-1621 FAX：045-862-3501

横浜市道路局道路部施設課  
〒231-0017 横浜市中区港町1-1  
電話：045-671-2731 FAX：045-651-6527